

平成21年第6回小金井市教育委員会定例会議事日程

平成21年5月26日(火)

午後1時30分開会

開催日時	平成21年5月26日	開会 1時30分 閉会 2時11分	
場 所	小金井市役所第二庁舎 801会議室		
出席委員	委員長 伊東 浄堯 委員長職務 代理者 伊藤 恒子 委 員 菊地 邦夫	委 員 鮎川志津子 教 育 長 向井 一身	
欠席委員			
説明のため出席した者の職氏名	学校教育部長 小林 美都江 生涯学習部長 渡辺 博 庶務課長 内田 泰彦 学務課長 前島 賢 指導室長 豊岡 弘敏 統括指導主事 加納 一好 指導主事 浜田 真二 指導主事 濱辺 理佐子	生涯学習課長 尾崎 充男 兼生涯学習係長事務取扱 スポーツ振興 林 文男 担当課長 図書館長 田中 肇 公民館長 大関 勝広 庶務課長補佐 高橋 正恵 兼庶務係長	
調 製	玉井 奈保子		
傍聴者人数	3名		

日程	議 題	
第1		会議録署名委員の指名
第2	代 処 第 5 号	小金井市教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の制定依頼に関する代理処理について
第3	選 第 5 号	小金井市長期計画審議会委員の推薦について
第4	議案第18号	小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則
第5	議案第19号	小金井市教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の制定依頼について
第6	報 告 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1 「CO2削減アクション月間」について 2 中学校の合唱鑑賞教室について 3 第25期小金井市社会教育委員の改選について 4 図書館危機管理マニュアルの作成について 5 第11期小金井市図書館協議会委員の改選について 6 第30期小金井市公民館運営審議会委員の改選について 7 その他 8 今後の日程

伊東委員長 ただいまから、平成21年第6回小金井市教育委員会定例会を開会する。

まず初めに、議事の追加送付があったので、委員長は、小金井市教育委員会会議規則の第7条の規定により議事日程を変更する必要があると認め、日程第2、第3についてそれぞれ一つずつ日程を繰り下げることとし、日程第4を日程第6とする。また、代処第5号、小金井市教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の制定依頼に関する代理処理についてを日程第2とし、議案第19号、小金井市教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の制定依頼についてを日程第5とする。よろしいか。

それでは、日程第1、会議録署名委員の指名。本日の会議録署名委員は、伊藤委員長職務代理者と鮎川委員に願います。

(委員一同異議なく、上記2名が選出された。)

伊東委員長 日程第2、代処第5号、小金井市教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の制定依頼に関する代理処理についてを議題とする。提案理由の説明をお願いします。

向井教育長 提案理由についてご説明する。

本件については、小金井市教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の制定の依頼をする必要が生じたが、小金井市教育委員会の議決すべき事項で急を要するものであるため、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定に基づき代理処理をしたことについて、同条第2項の規定に基づきご承認を求めらるるものである。

細部については庶務課長より説明する。よろしくご審議の上、ご承認賜るようお願いを申し上げます。

内田庶務課長 それでは、細部について説明する。

本案は、東京都人事委員会勧告、臨時のものであるが、こちらに基づく夏季一時金の一部凍結を受け、教育長においても同様に夏季一時金、平成21年6月における期末手当の凍結を行うものである。

教育長の期末手当については、小金井市教育委員会事務局等給与条例第2条第2項において準用している特別職の給与に関する条例第5条の3の規定が適用されることとなるが、この第5条の3第2項の規定において100分の205とあるものを、100分の185、すなわち0.2カ月の期末手当の凍結を特例的に行う条例の制定依頼をするものである。

なお、この特例条例については、公布の日から施行し、平成21年6月30日にて、その効力を失う時限条例となっている。

説明については、以上である。

伊東委員長

説明が終わった。ご質問あるか。

教育長の給与のことについて、教育長が自分で代理処理するというのは矛盾があるような気がするが、どんなものか。

内田庶務課長

人事院の勧告に基づいて一部凍結を行うものである。人事院では夏季一時金に関する特別調査を、民間企業の春季賃金改定期における夏季一時金の決定状況を把握するために実施したところであるが、理事者、今回、市長、副市長もそうであるが、0.2カ月の一部凍結の提案が予定されており、それに倣ったものである。

向井教育長

市長部局であると、市長、副市長に関する提案を市長が行うということで、教育委員会の場合には私から提案させていただく形になるのかなと思う。

伊東委員長

わかった。

ほかに何かあるか。

それでは、お諮りする。小金井市教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の制定依頼に関する代理処理については、原案どおり市長に申し出ることにご異議ないか。

(委員一同異議なしの声)

伊東委員長

異議なしと認める。本案は、原案どおり市長に申し出ることによって決定した。

日程第3、選第5号、小金井市長期計画審議会委員の推薦について

てを議題とする。

提案理由をお願いする。

向井教育長

提案理由についてご説明する。

第4次基本構想等を策定するための小金井市長期計画審議会の設置に伴い、小金井市長期計画審議会条例第3条第2項第3号の規定に基づく委員を推薦する必要があるため、本案を提出するものである。

細部については庶務課長より説明する。

内田庶務課長

それでは、小金井市長期計画審議会の委員の推薦について説明する。

本市においては、現在、平成13年度から平成22年度までを目標年次とした第3次基本構想に基づく後期基本計画、この基本計画に沿った実施計画により、さまざまな施策を推進しているところである。

長期計画を策定するに当たり、市長の諮問に応じるため、長期計画審議会が設置されてきたところである。この長期計画審議会委員については、第3次基本構想等の策定の際には伊東委員長が委嘱されたところであるが、小金井市長期計画審議会条例第3条第2項第3号の規定によると、市長が委嘱する小金井市長期計画審議会委員の委員定数は16人以内となっているところである。そのうち同条例第3号の選任区分に規定されている教育委員会委員から選出する委員は1人となっている。

今回の推薦については、去る平成21年5月12日付けをもって、このたび第4次基本構想及び当該基本構想に基づく前期基本計画を策定するに当たり、市長から委員推薦の依頼があった。教育委員会委員の中から長期計画審議会委員についての推薦をするものである。

第4次基本構想については、目標年次を平成23年度を初年度として平成32年度を最終目標年次としている。基本計画については、前期及び後期の基本計画で構成されることとなっているが、前期基本計画については平成23年度から平成27年度までの5年間、後期基本計画についてはその後の5年間をそれぞれの計画期間と定めて策定する予定となっている。

長期計画審議会においては、その第4次基本構想に基づく長期計画に関してご意見をいただくこととなるが、長期計画を策定するに当たって、本市長期計画策定本部においては平成21年3月17日に討議に関する要綱を制定し、策定に当たっての指針を定めたところである。その中で、充実した学校教育を実践するための方策という論点があつて、その中では、今まで以上に充実した公教育を実現するために何をすればよいか、教育委員会、学校、保護者及び地域がどのように連携すべきかを検討することが必要であるとのことから、この論点を討議するに当たっては今後の10年を策定するとの観点を踏まえ、現在、実際の保護者としての経験をもとにした意見が必要になるとのことである。

なお、小金井市長期計画審議会委員の委嘱期間については、委嘱の日、予定では平成21年6月12日から、また、約1年間を予定しているとのことであるが、答申の終了によって満了することとなっている。

説明については以上である。

伊東委員長 何か、ご質問、ご意見、あるか。
それでは、指定の方法についてご意見をいただきたいと思う。いかがか。

向井教育長 従前、指名推選の方法で決定してきたと思う。今回も指名推選でいかがか。

伊東委員長 従前、指名推選の方法で決定してきた。今回も指名推選という意見があつたが、いかがか。

(委員一同異議なしの声)

伊東委員長 異議なしと認める。
それでは、ほかにご意見がないようであるので、どなたか推薦者をお願いしたいと思う。いかがか。

向井教育長 鮎川委員が適任ではないかと私は考えるが、いかがか。

伊東委員長 ただいま向井教育長から鮎川委員の推薦について提案があった。
いかがか。

(委員一同異議なしの声)

伊東委員長 異議なしと認める。それでは、鮎川委員を小金井市長期計画審議
会委員として推薦することに決定する。どうかよろしく願います。

鮎川委員 よろしく願います。

伊東委員長 それでは、日程第4、議案第18号、小金井市私立幼稚園等園児
保護者補助金の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則
を議題とする。

提案理由の説明をお願いします。

向井教育長 提案理由についてご説明する。

東京都が定める私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金
交付要綱等の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本
案を提出するものである。

細部については学務課長より説明する。よろしくご審議の上、ご
議決賜るようお願いを申し上げます。

前島学務課長 具体的な改正点についてご説明する。

まず、1点目であるが、第5条の表を改めるとい形になってお
り、第2子以降の優遇措置に係る適用条件を緩和したものとなっ
ている。適用範囲の拡大に伴い整備したものである。

具体的な内容としては、小学校1年生から3年生に兄・姉を有す
る幼児を、第2子以降の適用条件として第5条の表に、(3)とい
うところに加えているものである。従来、幼稚園に通う兄・姉がい
ない場合は第1子として扱われて、第2子以降として取り扱われて
いなかった幼児であるが、今回の改正により、小学校1年生から3
年生に兄・姉を有している場合は、第2子以降として取り扱われる
という形になる。

次に、(4)であるが、障害児通園施設等に通う、またはデイサ
ービスを利用する就学前の兄、姉を有する幼児についても、第2子

として取り扱う旨の規定を整備した。このことにより、現行の規定では第2子以降と取り扱われていた幼児は96人程度ということであったが、適用範囲の拡大により215人が現行の第1子の扱いから第2子の扱いへ移行するというふうに想定される。したがって、交付される補助金についても2子ということで額のよい区分にスライドするという形になっている。

2点目については、第6条の改正であるが、税制改正に伴う規定の整備をするものである。

なお、財政負担については、適用範囲の拡大に伴う増額分については都からの歳入となるので、実質的には市としての負担増という形にはならない。予算措置については、平成21年第2回市議会定例会での第1回補正予算にて措置する予定である。

また、今回の改定と付随して報告したいことがある。適用範囲の拡大に伴う今回の条例改正はないが、東京都の方針として、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金についての一部改正に伴い、児童養護施設の長や里親等の幼稚園の保育料の負担がなくなることになった場合については補助の対象外にするという東京都の見解がある。国の通知が都にも届いていないという状況から今現在は正式な通知を受けていないので、今回の21年第2回市議会定例会には条例改正の議案は提出していない。しかしながら、都の通知が来ることも想定されるので、9月議会での条例改正の議案を提出することが見込まれるので、念のため、あわせてご報告する。

以上、雑駁ではあるが、議案の説明とさせていただきます。

伊東委員長 事務局の説明が終わった。何か質問、ご意見、あるか。

伊藤委員長 お尋ねする。

職務代理者 私立幼稚園等とある「等」は、この(4)に当たるというふうに理解してよいか。

前島学務課長 (4)というより、こちらは東京都が定めているものではあるが、認定こども園あるいはそれに類似した施設、こういったものが定められており、そういったものを含めた形の「等」である。

伊藤委員長 認定こども園が「等」ということでよろしいか。

職務代理者

前島学務課長 そうである。

伊東委員長 いいか。ほかにあるか。

それでは、お諮りする。小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則については、原案どおり可決することにご異議ないか。

(委員一同異議なしの声)

伊東委員長 異議なしと認める。本案は、原案どおり可決することと決定した。

日程第5、議案第19号、小金井市教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の制定依頼についてを議題とする。

提案理由を説明願う。

向井教育長 提案理由についてご説明する。

現下の世界経済状況をかんがみると、今後の本市における行政経営も大変厳しい状況にあることが予想されることから、引き続き本市の行財政改革の一層の推進に当たり、教育長としての姿勢を明確にするため、本案を提出するものである。

よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願いを申し上げます。

伊東委員長 何か質問、ご意見、あるか。

向井教育長 具体的に言うと、1年間、5%、月例の給与を減額ということになり、市全体で言うと、市長が10%、また、副市長が5%、同様である、そういうものを提案する予定である。

伊東委員長 何かご意見、あるか。

伊藤委員長
職務代理者 時節柄、仕方がないことかとは思いますが、ボーナスも減らされ、給料も減らされ、特に人事院の勧告というのは、高くなる時はなかなか響かないのに、低いときには即響くということにはやや不満もあるが、どうぞ我慢願う。

伊東委員長

ほかにはいいか。

それでは、お諮りする。小金井市教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の制定依頼については、原案どおり可決し、市長に申し出ることにご異議ないか。

(委員一同異議なしの声)

伊東委員長

異議なしと認める。本案は、原案どおり可決し、市長に申し出ることに決定した。

次に、日程第6、報告事項に移る。

順次、担当から説明願う。

浜田指導主事

「CO₂削減アクション月間」について報告させていただく。

報告事項1資料及び別に配付したチェックシート、リーフレットの実物、ごらん願う。

小金井市教育委員会では、本年度教育施策の重点の一つに環境教育の推進を挙げている。その取り組みとして、教育委員会では、東京都教育委員会と連携のもと、環境月間である6月をCO₂削減アクション月間として位置づけ、市立小・中学校に節水や節電、省資源など、環境に配慮した行動の実践を呼びかけていく。各学校では、6月5日の環境の日を中心に、環境に関する講和等を実施する。また、小学校では、第5学年の児童にチェックシートを配布し、地球環境を守るために自分たちにできる活動について理解を深める学習を進めていく。児童が家庭で7日間、チェックシートを用いた行動の実践に取り組んでいく。また、6月以降においても、各学校の実態に応じて環境に配慮した行動の実践を行い、環境教育の推進を図ってまいる。

報告は以上である。

伊東委員長

これを子どもたちみんなに配るわけか。

浜田指導主事

第5学年の全児童に。

伊東委員長

では、いただいた教育委員さんたちは、ぜひご家庭で、ご自分で

やってみてくれ。

それでは、報告事項2、中学校の合唱鑑賞教室について。お願いします。

加納統括
指導主事

それでは、中学校の合唱鑑賞教室について報告する。

去る5月15日金曜日午後2時より、武蔵野市民文化会館において合唱鑑賞教室を開催した。対象は、市立中学校第2学年で、参加生徒は約700名であった。出演は、二期会合唱団で、約90分間の演奏であった。オペラやミュージカル、映画の主題歌など、中学生が親しみの持てる曲を取り入れたこともあり、生徒たちは合唱に聞き入っていた。また、全員合唱の際には、二期会合唱団が観客席の通路に立ち、一緒に合唱するなど、演出も工夫されていた。生徒たちの鑑賞態度もよく、素晴らしい合唱鑑賞教室を開催することができた。

報告は以上である。

伊東委員長

ありがとう。

鮎川委員

一つ感想を述べさせていただく。

合唱鑑賞教室を見学させていただいた。今のご報告にもあったように、二期会の方々の工夫により、合唱の美しさはもちろん、後半のオペラに関しても中学生によくわかるような内容にしていたことが、中学生の見る態度が素晴らしいということと相まって大変効果があったと思った。

伊東委員長

ありがとう。ほかに。よいか。

報告事項3、第25期小金井市社会教育委員の改選について。

尾崎生涯
学習課長

第25期小金井市社会教育委員の改選についてご報告する。

報告事項3の資料、第25期小金井市社会教育委員委嘱日程をごらんいただきたい。

現在の第24期社会教育委員の任期が、平成21年9月8日をもって満了することに伴い、第25期の社会教育委員を選出する必要があるため、資料の日程のとおり改選作業を進めてまいりたいと考えている。

まず、5月1日に団体推薦、社会教育関係登録団体93団体、各学校からの推薦者として小・中学校長会へ、学識経験者の推薦で東京学芸大学へそれぞれ推薦依頼の通知を出している。5月20日が団体推薦の提出期限となっている。5月22日には団体推薦分についての選考会議を開催して、団体推薦分の7人を選出した。選出結果の詳細については資料2をごらんいただきたい。第25期小金井市社会教育委員選出（団体推薦）名簿をごらん願う。この選出結果を5月28日に推薦いただいた各団体に通知する予定である。

続いて、市民公募である。6月1日号の市報で募集のお知らせをする。そして、6月26日が申込書、論文の提出期限となっている。その後、6月30日に論文等の一次選考を行い、7月17日に二次選考、面接を行う予定でいる。最終的な決定については8月の上旬ぐらいを予定している。8月25日に予定している教育委員会で社会教育委員の委嘱についての議案を提出し、ご承認いただきたいと考えている。ご承認いただいたら、9月の社会教育委員の会議で委嘱状の交付をしたいと考えている。

以上である。

伊東委員長

何か質問、あるか。

それでは、報告事項4、図書館危機管理マニュアルの作成について。

田中図書館長

お手元の報告事項4資料のとおり、このほど図書館危機管理マニュアルを作成した。

図書館利用者及び職員の安全を守るために、社団法人日本図書館協会では、2004年に利用者と職員のための図書館の危機安全管理マニュアルをつくった。以降、各地の図書館においても作成に順次取りかかっているところである。近隣市では、調布市立図書館が危機管理マニュアルや実際に起きた事例をもとにしたひやりはつと事例集を作成している。本市の図書館においても、火災や地震や不審者などに際して、慌てずに適切に対応するためには日ごろからの心構えとしてこうした危機管理マニュアルが必要であると考えて作成したものである。職員はこのマニュアルをよく理解して緊急時に備えるとともに、窓口に配備して活用を図る。

なお、小金井警察署にも危機管理マニュアルの作成を届け出ており、最寄りの交番警察官により警察官立ち寄り所として認められたので、その旨を掲示させていただき、不審者による事故などを未然に防止いたしたいと考えている。

報告については以上になる。

伊東委員長

ありがとう。何かあるか。

報告事項5、第11期小金井市図書館協議会委員の改選について。

田中図書館長

それでは、図書館から、第11期図書館協議会委員委嘱日程についてご報告する。

図書館法第14条に基づき、小金井市立図書館に平成元年から図書館協議会を設置しているが、現在の第10期委員については、平成21年10月末日で任期が終了する。よって、第11期委員について、公表と委嘱日を除き、生涯学習課長がご説明したのと同じスケジュールで、報告資料5のとおり委員の選考を進めている。

続いて、お手元に新たに報告事項5資料2をお届けした。それをごらんいただけるか。

委員の選出区分の内訳であるが、上から学校長推薦が第四小学校の渡辺校長、社会教育団体推薦が3名あったが、わくわくおはなしワールドから菅家さん、社会教育委員の会議からの推薦が浦野さん、続いて、学識経験者であるが、4人とも全員が現任者であり、引き続きお願いいたすものである。

報告については以上である。

伊東委員長

ありがとう。いいか。

それでは、報告事項6、第30期小金井市公民館運営審議会委員の改選について。

大関公民館長

第30期小金井市公民館運営審議会委員の改選についてご説明する。

こちらは、社会教育委員の改選と同様に、第29期の公運審委員が今年の9月8日で任期満了となるので、第30期の委員の選出を行うものである。

報告事項6資料については、社会教育委員の改選日程とほぼ同様

の動きをしており、ただ、一番最後の9月25日、公民館運営審議会時に委嘱状の交付を行う予定である。

なお、もう一つの資料については、今回選出された委員の方の名簿である。詳細についてはごらんいただきたいと思う。

以上である。

伊東委員長

よろしいか。

任期はいつからいつまでなのか。今、公募している人の。

大関公民館長

任期は本年9月9日から23年9月8日である。

伊東委員長

ほかにあるか、何か質問。

それでは、報告事項7、その他に移るが、その他、あるか。

小林学校
教育部長

新型インフルエンザの関係でご報告をさせていただく。

現在、庁内においては、新型インフルエンザ対策本部が設置されている。本年5月1日に第1回目が開催されて以来、本日、第7回目が開催されたところである。本部長を市長に、副本部長を副市長、教育長に、本部員に部長職者で構成している。事務局は福祉保健部健康課、事務局補佐として地域安全課がなっているところである。

これまでの対応であるが、5月1日に市内小・中学校の児童生徒に対して注意喚起のチラシを配布した。また、同日夕方には市内3駅において駅頭チラシをしている。そこで、現在、小・中学校にマスクの配布、それから南中学校の修学旅行の延期をしているので、それぞれの担当からご報告をさせていただく。

前島学務課長

それでは、学務課での新型インフルエンザの対応についてご報告する。

マスクの件であるが、現在、小金井市教育委員会としては、都立学校における新型インフルエンザ対応マニュアルに準じて、新型インフルエンザの対応をしている。マニュアルの中では、児童生徒が在校中に臨時休校となった場合はマスクを着用させて下校をさせるという形になっている。教育委員会としても、万が一に備え、マスクを購入する運びとなり、児童生徒及び教員に配布すべく準備を進めていた。マスクの調達が難しい状況ではあったが、小金井市新

型インフルエンザ対策本部で確保していた5,000枚のマスクを学校のほうへというお話になり、5月19日に小学校に配布した。不足分の3,800枚についても、5月22日に納品されたので、即日配布して、現在では市立小・中学校14校すべてについてマスクの配布を終了している。学校に配布したマスクの合計は、予備を含めて8,800枚という形になっている。

今後とも迅速に対応していきたいと思っている。

以上である。

豊岡指導室長 私から、2点、新型インフルエンザによる休校になった際の対応について、ご報告させていただく。

1点目は、休校になった際の対応として、学校に5月20日付けで通知をした。その内容については、必ず学校から、その旨、保護者に休校等の内容等についての通知の作成し配布すること、また、事前に家庭学習について準備等を滞ることなくやっておくこと。それから、もし休校になった際には、家庭訪問、電話連絡等で児童生徒の状況について把握、生活についての指導を引き続き行うこと。また、児童生徒が登校していて休校となった場合は、下校については十分留意すること。それから、特に小学校の低学年児童であるが、自宅に保護者がいない児童に関しては、通常の下校時間まで学校に留め置くなど、安全に留意した下校指導の徹底を図ることなどの通知を出したところである。

2点目である。中学校3年生の修学旅行についてのご報告をさせていただきます。

中学校5校のうち1校が、この5月29日から31日の間、京都、奈良方面の修学旅行を予定している。教育委員会としては、このような状況を鑑み、学校に延期の要請を行い、学校は、その要請を受け、延期の判断をした。その日付が5月20日である。延期の理由としては、生徒、保護者が新型インフルエンザにおける不安を抱えたまま実施しても、修学旅行の目標を十分に達成できないと考えたところである。また、もし現地等で生徒に感染が出た場合に十分な対応ができないということである。

そこで、学校は判断をした後、速やかに旅行業者と連絡をとり、9月3日から5日の変更ということで、交通の手段、それから旅館についても確保ができたところである。しかしながら、延期にかか

る費用については、今、旅行業者と連絡を取り合っていて、正確な延期にかかる費用は今のところ不明である。先ほども学校と連絡を取り合っていて、至急、旅行業者に延期にかかる費用について報告をしてもらうよう申し伝えたところである。

延期になって、保護者、生徒の様子であるが、学校としては、延期を決定した20日の午後に学年集会を設け、生徒に校長から延期について報告を生徒に行った。子どもは冷静に受けとめていた。また、保護者のほうからも、きょう現在、この件についての問い合わせ等は学校にはないということを校長から聞き取っている。生徒、保護者とも冷静にこの事態について受けとめて、9月の修学旅行に向けた気持ちをつくり始めていると考えている。

私のほうから以上である。

伊東委員長

ありがとう。

ほかにあるか、報告事項。

尾崎生涯
学習課長

市史編さんについての報告をさせていただく。

市制施行50周年記念事業として取り組んできた小金井市史、小金井桜資料編である。A5判の900ページに及ぶものである。完成したのでご報告申し上げます。頒布価格については2,400円になる。教育委員の皆様には後日送付させていただくのでよろしく願います。

以上である。

伊東委員長

ありがとう。

ほかにあるか。

それでは、報告事項8、今後の日程、願います。

高橋庶務
課長補佐

教育委員会の今後の日程をお知らせする。

第7回教育委員会を7月14日火曜日午後1時30分から、801会議室で開会である。全委員のご出席をお願いする。

東京都市教育長会研修会が7月23日木曜日に、東京自治会館4階講堂で開催予定である。全委員のご出席をお願いする。

第8回教育委員会を8月11日火曜日午後1時30分から、801会議室で開会予定である。全委員のご出席をお願いする。

第9回教育委員会を8月25日火曜日午後1時30分から、801会議室で開会予定である。全委員のご出席をお願いする。
以上である。

伊東委員長

報告事項は終わった。

本日の審議はすべて終了した。これをもって平成21年第6回教育委員会定例会を閉会する。どうもお疲れさまであった。

閉会 午後2時11分